

財務省第13入札等監視委員会 令和2年度第2回定例会議審議概要

開催日及び場所	会議の開催を中止し、回覧方式より実施した。	
委員	塚本 晃大（塚本晃大法律事務所 弁護士）	
	朝田 とも子（熊本大学 法学部 准教授）	
	山西 佑季（熊本県立大学 総合管理学部 准教授）	
審議対象期間	令和2年7月1日～令和2年9月30日	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 玉名合同庁舎照明器具改修工事「電気工事」 契約相手方 : 株式会社エレテック 法人番号 : 2330001000609 契約金額 : 16,390,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年8月7日 担当部局 : 熊本国税局
随意契約(公共工事)	0件	
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : 熊本市東区所在国有建物解体設計業務委託一式 契約相手方 : 株式会社小路建築事務所 法人番号 : 2300001000347 契約金額 : 3,223,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年7月9日 担当部局 : 九州財務局
		契約件名 : 4面マルチディスプレイシステム等の調達(一式) 契約相手方 : 株式会社ジムキ文明堂 法人番号 : 4360001008837 契約金額 : 11,297,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年9月16日 担当部局 : 沖縄地区税関
		契約件名 : システムの移行及び開発・運用等の支援業務 契約相手方 : キヤノン電子テクノロジー株式会社 法人番号 : 3010401089133 契約金額 : 3,993,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年7月2日 担当部局 : 沖縄国税事務所
随意契約(物品役務等)	0件	
うち応札(応募)業者数 1者関連	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>【事案1】</b>            契約件名 : 熊本市東区所在国有建物解体設計業務委託一式            契約相手方 : 株式会社小路建築事務所            法人番号 : 2300001000347            契約金額 : 3,223,000円(税込)            契約締結日 : 令和2年7月9日            担当部局 : 九州財務局</p> <p>落札率が相当低い(24.6%)のはどうしてか。</p> <p>同程度の落札率(24.1%)である、宮崎県内国有財産物件調書作成業務を含め、予定価格の積算根拠と落札業者の見積書を確認したい。</p> <p>「業務委託仕様書」の4⑤に「設計図書が存在しないため建物基礎及び基礎杭の有無は不明である」とあるが、設計図書が存在しないのは、どのような理由か。</p> <p>本業務に投入される人数が、実際の業務担当業者と見積業者では大きく異なっており、これが低落札率の理由ということは理解した。手数が掛からず業務を遂行できることは良いことなのだが、業者によってこれほど業務量が異なる要因を確認しておく必要があるように思う。</p>	<p>入札に参加した6者のうち予定価格を下回っている業者は4者、逆に上回っている業者が2者である。また、最も高い入札金額は予定価格の1.5倍となっていることから予定価格は適切であると判断している。            結果として、落札価格が他の入札参加者と比較し、大幅に低い金額となっているため、開札後落札業者へヒアリングを行ったところ、「過去の類似業務の経験等を最大限活用することで、入札金額で履行可能と判断した」との回答を得ている。</p> <p>書面で回答。</p> <p>本件宿舎の建築当時(昭和42年)は、全国的に宿舎毎に設計図書を作成するのではなく、汎用性がある標準設計図書をベースに、現場の状況に合わせて施工を行うという方法が採られていた。            また、当該設計図書は、宿舎竣工後には、別の宿舎の建設に流用していたことから、本件宿舎の設計図書の原因が存在しない。</p> <p>落札業者へのヒアリングでは、「過去の類似業務の経験等を最大限活用することで、より少ない人数での対応が可能」との回答を得ている。</p>
<p><b>【事案2】</b>            契約件名 : 玉名合同庁舎照明器具改修工事「電気工事」            契約相手方 : 株式会社エレテック            法人番号 : 2330001000609            契約金額 : 16,390,000円(税込)            契約締結日 : 令和2年8月7日            担当部局 : 熊本国税局</p> <p>予定価格が比較的高額である理由は何か。</p> <p>類似の契約である「中津合同庁舎照明器具改修ほか工事」と応札者数が大きく異なるのは何故か。</p> <p>工事仕様書の「仕様」の各条項をみると「監督職員」に非常に大きな責務が与えられているように思う。            ここでいう「監督職員」とは、具体的にどのような役職の職員を指すのか。</p> <p>以前の類似の契約における応札者数の推移を確認したい。            新型コロナウイルスの影響により、他県への移動が制限されているため、このような事態が発生した可能性はあるのか。</p>	<p>本案件は、731台の照明器具をLED器具へ更新する改修工事であり、積算基準等に基づき、適切な算定を行った結果であることから、高額であるとは考えていない。</p> <p>本件の入札が全て電子入札であったことから、応札業者との接触がなく、詳細は不明であるが、今回17応札業者のうち、熊本県内に本店又は支店等を有する業者が15者であり、施工場所の立地条件等から入札に参加しやすかったのではないかと想定される。</p> <p>「監督職員」は、規定により、国税局は、会計課管轄第一係員及び会計課管轄第二係に属する職員、税務署は、総務係長(会計係長及び庁舎管理係長)と定められている。</p> <p>応札者の推移は、平成31年度の入札件数3件について応札業者はそれぞれ10、5、10件、令和元年度の入札件数4件について応札業者はそれぞれ3、3、2、3件、令和2年度入札件数4件について応札者数はそれぞれ2、1、3、2件となっている。            なお、新型コロナウイルスの影響があった可能性については、入札が全て電子入札であったことから、応札業者との接触がなく、詳細は不明であるが、応札者数の推移をみても新型コロナウイルス感染症の影響を受けたという可能性は、低いものと想定される。</p>
<p><b>【事案3】</b>            契約件名 : 4面マルチディスプレイシステム等の調達(一式)            契約相手方 : 株式会社ジムキ文明堂            法人番号 : 4360001008837            契約金額 : 11,297,000円(税込)            契約締結日 : 令和2年9月16日            担当部局 : 沖縄地区税関</p> <p>契約の概要について</p> <p>当該物品の用途についてご説明頂きたい。</p> <p>個別仕様において、「個々のディスプレイを前方に引き出せる機構がついていること」とした理由は、どういった理由からか。</p> <p>契約そのものに問題がある訳ではなく、事前に決定していた計画であることも理解できるが、今年度及び来年度の空港利用予測を鑑みると、事業を先延ばししても良い案件のように思うが如何か。</p>	<p>本件調達には、観光資源PR及び訪日旅客等の利便性向上のため、旅客のストレスフリーで円滑な入国等を図ることを目的として、那覇空港旅客ターミナルビル国際線旅客検査場及び新石垣空港旅具検査場に4面マルチディスプレイシステム等(いわゆる「デジタルサイネージ(電子看板)」)を整備するものである。</p> <p>当該デジタルサイネージについては、旅客のストレスフリーで円滑な入国や快適な観光等に資することを目的として、空港において、観光に関するコンテンツ映像のほか、税関手続きに不慣れた旅客に対しての各種手続きや必要書類の記載方法の案内等を放映するものである。</p> <p>本件調達機器起動用電源(コンセント)を外部から視認できないよう(景観配慮等)ディスプレイ裏の壁面に設置するため、本件調達機器の点検・修理等の際のコンセント抜き差しを容易にするスペースを確保するためのほか、液晶ディスプレイの電源及び各種機器接続端子(入力・出力等)がディスプレイの背面や側面に配置されており、いずれの配置箇所の接続端子等の使用も容易に行うことができるようにするものである。</p> <p>本件調達物品であるデジタルサイネージについては、空港の規模や旅客数等を考慮の上、平成30年度から全国の税関が管轄する空港に順次配備が進められているところ、那覇空港及び石垣空港については、今年度(令和2年度)の配備として予算措置され、配備計画に基づき調達したものである。</p>
<p><b>【事案4】</b>            契約件名 : システムの移行及び開発・運用等の支援業務            契約相手方 : キヤノン電子テクノロジー株式会社            法人番号 : 3010401089133            契約金額 : 3,993,000円(税込)            契約締結日 : 令和2年7月2日            担当部局 : 沖縄国税事務所</p> <p>システム(局独自システム)とは、具体的にどのようなシステムなのか。また、独自性はどのような要因から生じるのか。</p> <p>機能や操作性の向上に伴い、旧式よりも値上がりすることが多いが、予定価格に反映されているか。</p>	<p>例えば、地方公共団体との情報共有を目的にデータを作成するためのシステムがあり、項目やフォーマットなどについて、全国一律ではないことから、独自のシステムによるデータ作成が必要となる。</p> <p>今回の調達は、移行させるための業務であり、機能や操作性の向上を行うものではないため、予定価格に値上がり分の反映はさせていない。</p>